

消費税に関する誤りやすい主な事例 ～ 課否判定等に誤りはありませんか？ ～

I 課否判定

1 課税売上げに関する項目

課税売上げについては、課税取引となるものを非課税取引、免税取引又は不課税取引としてその收受した額を課税売上高に含めていない誤り（いわゆる課否判定誤り）が多く見受けられることから、例えば、次のような取引がある場合には、注意していただく必要があります。

次の取引による収入を課税売上げとしていますか。

- 建物等の固定資産売却収入（土地の売却を除く。）
- 駐車場（施設のあるもの）の賃貸収入
- 土地売買に関する仲介手数料
- 店舗、倉庫、事務所等の賃貸収入

2 課税仕入れに関する項目

課税仕入れについては、課税仕入れとならない取引を課税仕入れとしている誤り（いわゆる課否判定誤り）が多く見受けられることから、例えば、次のような取引がある場合には、注意していただく必要があります。

次の取引を課税仕入れとしていませんか。

- 土地の購入費
- 土地、建物一括購入の場合の土地代部分
- 駐車場（更地）の賃借料
- 贈答用のビール券、商品券、旅行券等の物品切手の購入費
- 損害賠償金（対価性のあるものを除く。）
- ゴルフ場利用税、軽油引取税、入湯税
- 給与、賃金、アルバイト料
- 慶弔費、寄附金
- 居住用住宅の支払家賃、社宅家賃
- 金銭の貸付けに係る貸倒損失
- 海外出張費
- 国際通信費

II 適用税率

消費税（地方消費税を含む。）の税率は令和元年10月1日以降、標準税率は10%、軽減税率は8%です。

軽減税率対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある場合、請求書等の発行においては、これまでの記載事項に加えて、軽減税率の対象品目である旨や税率ごとに区分した税込対価の額を追加する必要があります。帳簿への記載においては、軽減税率の対象品目である旨を追加する必要があります。

なお、令和元年10月1日以降に行われた取引であっても、経過措置により旧税率が適用されている場合がありますので、注意していただく必要があります。

（裏面へ続く）

Ⅲ 課税仕入れの計上時期

課税仕入れの計上時期は、課税仕入れに係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けた日であり、原則として所得税や法人税の所得金額の計算上の資産の取得の時期又は費用等の計上時期と同じになりますが、課税仕入れの計上時期に関する誤りが多く見受けられることから、例えば、次のような取引がある場合には注意していただく必要があります。

次のような取引に関する課税仕入れ等の計上時期は正しいですか。

- 建物購入における手付金、中間金、工事着手金、前払金
- 外注先に対する仮払金、前渡金

Ⅳ 仕入控除税額等の計算

事業者は、課税期間における課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れに係る消費税額（仕入控除税額）を控除して、納付すべき消費税額を計算しますが、仕入控除税額の計算方法等で誤りが多く見受けられる次のものについては、注意していただく必要があります。

【居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限】

居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額を、仕入税額控除の対象としていませんか。

【仕入控除税額の計算（課税売上割合95%未満又は課税売上高5億円超の個別対応方式選択事業者）】

課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れや非課税売上げにのみ対応する課税仕入れを課税売上げにのみ対応する課税仕入れとしていませんか。

【調整対象固定資産】

調整対象固定資産を取得しており、仕入控除税額の調整が必要な場合に必要な調整計算を行っていますか。

【課税売上割合の算定】

課税売上割合を算定する際に次のような取引を正しく計算していますか。

- 土地の譲渡【非課税売上】
- 輸出免税取引【免税売上】
- 金銭債権の譲渡に係る対価の額の5%相当額を算入【非課税売上】

【仕入れに係る消費税の控除額の調整】

課税事業者から免税事業者となる場合、免税事業者となる前に有していた棚卸資産に係る消費税額の調整計算を正しく行っていますか。

【貸倒れに係る消費税額の控除】

免税事業者であった課税期間において行った課税資産の譲渡等に係る売掛金等について貸倒れが生じた場合に、貸倒れに係る消費税額の控除を行っていませんか。

Ⅴ 簡易課税選択事業者

簡易課税選択事業者については、事業区分やみなし仕入率の適用誤りが見受けられるほか、課税売上げとすべき金額に関する誤りも見受けられるので、例えば、次のような事業形態・取引については、注意していただく必要があります。

【事業区分】

事業区分を正しく判定していますか。

- 2種類以上の事業を営む事業者の事業区分

【課税売上高】

課税売上高を正しく計算していますか。

- 外注先等に対して原材料を有償支給した場合に、外注費から控除しており、課税売上高としていない。